

議会受付番号	鎌議第 1170 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

鎌倉市職員労働組合（職員団体）による悪質なオルグ活動

### 2 質問の要旨

- 1 毎春、新人職員のオリエンテーションの合間、休憩時間の際にまだ右も左も分からない新人職員に突然勧誘（いわゆるオルグ）を行い、その場で組合に加入させる例があると聞くが許可をとっているのか。
- 2 労働組合とはいえ、一応は先輩職員によって勧誘されることは、上下関係も心理的にあり、断われず、入ってしまった職員がいる。意思に反して入ってしまう人もいればオルグの方法について雇用主として是正させるべきではないか。
- 3 単純労務職員はともかく、労組法適応外の一般職員への勧誘・オルグについては是正させること、制限するルールを設けることは法理上は可能でないか。
- 4 市長はオルグ活動について意思に反して加入する若手職員がいることを是とするのか、否か、その理由は何か。

### 3 答弁

- 1 職員団体が、昼の休憩時間に新採用職員に対して説明を行うことについては、「鎌倉市庁舎管理規則」第 10 条に基づく庁舎内行為許可申請を受けた上で、「鎌倉市庁舎内行為許可に係る審査基準」第 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づき許可することが必要となります。しかしながら、審査基準が施行された平成 26 年 4 月 1 日以降についても、これまでと同様に口頭による職員課への申出を受けていました。今後は適切な手続きを指示してまいります。
- 2 職員団体の説明を行う前に、職員に対して、職員課からも事前に説明を行っており、①説明会の参加自体が任意であること、②職員団体への加入は任意であること、③加入の有無を説明会において決める必要はないこと。④仮に加入したとしても、辞めることについても自由であることについて周知しています。
- 3 単純労務職員、一般職員に関わらず、組合活動が職員の勤務に影響を与えるものでない限り、問題はないと考えます。
- 4 地方公務員における組合加入については、職員の意思によるものと考えています。